

道路交通法の一部を改正する法律案（閣法第三八号）（先議）要旨

本法律案は、最近における道路交通をめぐる情勢にかんがみ、高齢運転者が安全に運転を継続できる道路交通環境を整備すること等により、交通の安全を確保しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、高齢運転者等に係る駐停車規制の特例に関する規定の整備

1 高齢運転者等標章を掲示した普通自動車は、駐車又は停車が禁止されている道路の部分のうち道路標識等により指定されているものについては、駐車又は停車をすることができる。

2 都道府県公安委員会は、道路標識等により、時間制限駐車区間を高齢運転者等標章を掲示した同一の普通自動車に限り引き続き駐車することができる道路の区間として指定することができる。

3 高齢運転者等標章の譲渡し及び貸与を処罰する。

二、車間距離保持義務違反に係る法定刑の引上げ

高速自動車国道又は自動車専用道路において車間距離保持義務に違反する行為をした者に係る法定刑を

引き上げる。

三、地域交通安全活動推進委員に関する規定の整備

地域交通安全活動推進委員の活動に、「高齢者、障害者その他その通行に支障のある者の通行の安全を確保するための方法について住民の理解を深めるための運動の推進」を加える。

四、高齢運転者標識表示義務の当分の間における適用除外

七十五歳以上の者は高齢運転者標識を付けずに普通自動車を運転してはならないとする規定は、当分の間、適用しない。

五、施行期日

一の改正規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日、二及び三の改正規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日、四の改正規定は、公布の日から施行する。